

令和2年度

若手・女性・シニア起業家支援
ふるさと起業・移転促進(一般枠)

事業ビジネスプラン募集要項

近年、自分ならではのビジネスを立ち上げる起業家が増加しており、地域経済の活性化を図る原動力となることが期待されています。

兵庫県では、平成25年度からスタートした女性をはじめ、若手、シニアの様々な世代や、UJIターン者※にふるさと兵庫での起業・第二創業の応援をしています。

さあ、あなたも起業という選択肢にチャレンジしませんか。

～上記4種の助成金を同じ申請書で申請することができます～

※ 下記3参照

1 目的

地域の需要を創出し地域経済の活性化を図るため、若者、女性、シニア及びUJIターン者が、活躍しやすい環境を整えるため、「若手・女性・シニア起業家支援事業」及び「ふるさと起業・移転促進事業(一般枠)」を実施します。

具体的には、審査委員会において有望なビジネスプランであると選定された起業家に対し、その事業化、具体化を行うための経費の一部を助成するものです。

また、助成金と同時申請ができる「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」(無利子貸付制度)により、事業実施に必要な経費について更なる支援を行います。

※ 申請書の申請事業名欄に「○」を入れることにより、一つの申請書で要件に該当するすべての事業の助成金に対し、申請することができます。

ただし、別途実施する「ミドル起業家支援事業(社会的事業枠・就職氷河期世代枠)」、「ふるさと起業・移転促進事業(東京23区枠)」は、この申請とは別に申請してください。なお、これらの事業に申請された方でも本事業に重ねて申請することができます。

2 実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター(以下「センター」という。)

3 応募資格等

(1) 若手・女性・シニア起業家

以下の要件に該当する代表者が対象となります。

区分 (年齢はR2.4.1時点)	要 件
①若手起業家(35歳未満)	①県内に居住、または令和3年1月までに居住を予定している方 ②平成31年4月1日から令和3年1月末日までに県内に活動拠点を置いて起業・第二創業※1をした方、または予定している方
②女性起業家	
③シニア起業家(55歳以上)	

(2) ふるさと起業・移転促進(一般枠)(以下「ふるさと(一般枠)」という)

◇平成31年4月1日から令和3年1月末日までに県外から兵庫県内へ住民票を移し※2、

◇3年以上(令和6年1月末日まで)県内に居住し続ける意思を有する代表者

で次のいずれかに該当する場合は対象となります。

① 県内に活動拠点を置いて、平成31年4月1日から令和3年1月末日までに起業・第二創業をした方、または予定している方

② 令和2年4月1日から令和3年1月末日までに、県外の事業所を県内に移転する方

※1 第二創業…現在の事業と日本標準産業分類の中分類(2桁分類)の異なる業種に属する事業分野に進出すること

※2 この期間内でも、現に居住していない場合は、対象外です。

注 意

①対象外となる団体：ボランティア活動、財団法人、社団法人、組合

②対象外となる業種：別記(2ページ)参照

③その他応募できない者

ア 県及びセンター等が実施する次の補助・助成事業により過去に補助金等を受けた方

また、同一年度に本助成金と下記補助金等を同時に受けることはできません。

女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、若手起業家支援事業、ミドル起業家支援事業、ふるさと起業・移転促進事業（一般枠、東京23区枠）（ふるさと起業支援事業）、クリエイティブ起業創出事業、ひょうごIT事業所開設支援事業、多自然地域IT関連事業所振興支援事業、IT戦略推進事業（兵庫高度IT起業家等集積支援事業）、コワーキングスペース開設支援事業、コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業

イ 申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合

反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消します。

ウ 国税又は地方税の滞納がある場合（ただし、課税庁が認めた納入計画があるものを除く）

④その他

ア 県が実施する「空き家活用支援事業(事業所型)」の補助金を過去に受けた方、又は今年度に受ける方については、空き家活用に要する経費（下記5参照）は助成対象外となります。（※起業に要する経費は助成対象）

イ 申請しようとする事業計画に対し、国、地方自治体等から補助金等が交付されている場合は、原則、その助成対象経費を控除すること

ウ 代表者や活動拠点の変更等により上記の要件を満たさなくなった場合は、交付決定の取り消し、または助成金の返還を求めることがあります。

エ 申請は戸籍上の氏名でしか申請できません（旧姓、ビジネスネーム等の使用不可）。

別記 助成対象外とする業種（平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。）

(1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は対象となります。）、漁業（大分類Bに含まれるもの。）

(2) 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は対象となります。）

(3) 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）

(4) 以下のサービス業等

① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）規制の対象となる下記業種。（風俗営業法第2条）

ア 「接待飲食等営業」客を接待して飲食させる営業（料理店、カフェ、キャバレー、バー、クラブ、キャバクラなど、また、店舗の照度が10ルクス以下の暗い店舗・5㎡以下の個室を設ける店舗及び深夜(午前0時～6時)における酒類提供飲食店営業）等 法第2条第1項1号～3号、法第32条

イ 「遊技場営業」マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、射的場 等法第2条第1項4号～5号

ウ 「性風俗関連特殊営業等」法第2条第5項～10項に該当する営業 等

② 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)(細分類7291のうち左記のもの)

③ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999のうち左記のもの）

④ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803）

⑤ 芸芸業、芸芸斡旋業（細分類8094）

⑥ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096のうち左記のもの）

⑦ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）（細分類9299のうち左記のもの）

⑧ 政治・経済・文化団体（中分類93）

⑨ 宗教（中分類94）

※ 助成対象外とする業種でなくとも、フランチャイズチェーンや販売代理店として起業・第二創業する場合は助成対象外となります。

4 対象事業

(1) 採択された事業計画に基づき、その事業化、具体化を行う事業であること

(2) 地域経済の活性化に資する事業であること

5 助成対象経費

- (1) 事業の立ち上げ等に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費

※ 令和2年4月1日から令和3年1月31日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了済みであること（納品日や支払日が助成対象期間外である経費は、助成対象となりません。）

- (2) 下表「内容」欄に記載された費目（記載以外の費用は助成対象とはなりません。）。

区 分		内 容
起業に要する経費	事務所開設費	①事業に使用する事務所、店舗、倉庫、駐車場の賃料・共益費 ※代表者の配偶者又は三親等以内の親族が所有する物件の場合を除く。住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。敷金、礼金、購入費等は含まない。 起業プラザひょうご賃料は対象外 ②事務所、店舗の開設に伴う外装・内装・設備工事費 ※住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。 ※契約（着工）から完了までが、助成対象期間内のものに限る。
	初度備品費	事業の実施に不可欠な備品（耐用年数1年以上、概ね単価1万円以上のもの）の購入・リース料 ※車両の購入費は含まない。
	専門家経費	①事業プラン策定・事務指導等に対する専門家の経費（謝金、旅費） ②事業の立ち上げに必要な外注費（調査・分析・設計等）
	事業費	①広告宣伝費（ホームページ作成、パンフレット・チラシ製作、広告、展示会出展等） ②事業活動に必要な通信（通信料のみ）・運搬費、光熱水費 ※人件費や団体等会費・登録費等は含まない。
空き家活用に要する経費	空き家改修費	事業に使用する空き家の機能回復及び設備改善に係る工事費（トイレの水洗化、雨漏り補修等）※住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。 《空き家要件》 現に居住その他の使用がなされていない住宅（共同住宅の空き住戸も含む）で、アからウのいずれにも該当するもの ただし、国又は市町が提供する居住その他の使用がなされていない住宅に関する物件情報（空き家バンク）に登録している住宅については、イ及びウに該当するもの ア 現に居住その他の使用がなされていない期間が6か月以上であるもの イ 築20年以上経過したもの ウ 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること ※ 上記期間は、当該住宅の取得（賃貸借・売買契約）時点での経過期間
※ふるさと の 移住に要する経費	転居費（居住分）	①県外から兵庫県内へ移住する際の引越代 ②事前手続・移住に係る旅費（交通費・宿泊費） ※領収書、用務先による証明（日付押印要）、交通経路の証明のできるものが必要。
	住居費	移住後の住居に係る住宅・駐車場の賃料・共益費 （代表者の配偶者または三親等以内の親族が保有する物件の場合を除く。事業用と兼用の場合は、事業用のスペースを除く。敷金、礼金、購入費は含まない。）

注 意

- ① 助成対象経費には、消費税及び地方消費税、源泉所得税を含みません。
- ② 前表記載の経費に該当する場合でも、審査等により対象外や減額する場合があります。
- ③ 空き家活用に要する経費については、上表の《空き家要件》に該当する場合のみ補助対象となります。
資料や現地調査により要件充足を確認できない場合は、助成対象外となることがあります。
また、空き家の活用にあっては、都市計画法、建築基準法、旅館業法、農地法等の許可等が必要な場合があります。特に市街化調整区域内の場合は、都市計画法の許可手続等が必要となりますので、必ず事前に市役所又は町役場の開発許可部局に相談してください。

助成対象経費は全て申請者に係るものであり、支払いも全て申請者が行ったものに限ります。（見積書・発注書、請求書、領収書等が必要であり、宛名も全て必要）※1 法人成りした後は、法人口座からの支出であることが必要です。※2 電子マネー決済は領収書が出せるものに限ります。

6 助成対象期間等

助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の助成対象期間は令和2年4月1日～令和3年1月末日であり、その期間に支払った経費を助成します。

※口座振替等の場合も、その期間までに振り替えられたものに限りです。

7 助成率

助成対象経費の2分の1以内

8 助成限度額

	若手・女性・シニア		ふるさと（一般枠）	
	(1)空き家を活用しない場合	(2)空き家を活用する場合	(1)空き家を活用しない場合	(2)空き家を活用する場合
起業に要する経費	100万円以内	100万円以内	100万円以内	100万円以内
空き家活用に要する経費	—	100万円以内	—	100万円以内
移住に要する経費	—	—	100万円以内	100万円以内
計	100万円以内	200万円以内	200万円以内	300万円以内

9 助成事業の選定基準・審査

選定基準は以下の(1)から(5)とし、外部専門家を含む審査委員会で審査・選考を行い、予算の範囲内で助成事業を選定します。

なお、審査は、書面審査通過者に対し、ヒアリング審査を実施します。また、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

- (1) 新規性・独創性・優位性
- (2) 市場性（成長性）
- (3) マーケティング戦略（継続性）
- (4) 地域経済活性化への波及効果
- (5) 経営者の資質

10 審査結果の通知等

審査終了後、申請者へ採択結果をセンターから通知します（審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じません。）。

助成金交付決定にあたっては、必要に応じて申請内容の補正をお願いすることや、申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

万が一、正しい報告が行われなかった場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

11 採択後のスケジュール等

(1) 助成金の申請

事業計画が助成事業に採択された申請者（以下「助成事業者」という。）は、センターの助成金交付要綱に基づき、助成金交付申請書等を提出していただきます（様式は別途配付）。

(2) 助成金の支払い

助成事業が完了したときは、助成事業者は、原則、完了日から30日以内又は令和3年2月10日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書等を提出していただきます。実績確認により、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して助成金の精算払いを行います。この期限までに提出されない場合、助成金の支払いができませんのでご注意ください。ただし、助成事業実績報告等の内容に虚偽記載が判明した場合や、実績内容等を確認する全ての資料がそろっていない場合は、交付決定の取り消しにより助成金の支払いを行わないことがあります。

(3) 関係書類の備付等

助成事業者は、助成事業完了後も助成金交付年度の翌年度から5年間、関係書類を必ず保存してください。

(4) 公表

助成事業者の法人名及び代表者名、事業名、事業概要等について公表します。

(5) 事業成果等の報告

助成事業者は、助成事業完了後も助成金の交付の目的を達成するため、その事業化及び収益の拡大に努め、助成金交付年度以降の5年間を限度として、売上高、雇用者数等について報告していただきます。また、事業の成果について、紙面や発表会等で報告を求められる場合があります。

12 ひょうごチャレンジ起業支援貸付

起業の場合、助成金とともに事業実施に伴う必要な経費について無利子貸付制度「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」を同時申請することができます(詳細は別紙(9～13ページ)参照)。

これにより事業実施に必要な経費について、上記助成金上限100万円(空き家を活用する場合は計200万円)の申請とは別に、貸付金として最大500万円を申請することができます。

13 応募方法

(1) 事前相談

応募については、必ず、申請者の主たる事務所の所在地を所管している**商工会・商工会議所またはセンター内のよろず支援拠点で事前相談をし、アドバイスを受けてください。**

(商工会・商工会議所、よろず支援拠点…8ページ参照)

また、申請書の提出前に、事前相談を受けた商工会・商工会議所、またはよろず支援拠点の確認印をもらってください。**確認印がないと受付できません。**

なお、確認印は最後の相談の際にももらうようにしてください。

(2) 提出先

申請に必要な書類を下記①、②へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、封筒の表面に「起業家支援事業・事業計画申請書在中」と朱書きしてください。

なお、提出された書類は返却しません。

事前相談をした支援機関	提出先
① 商工会・商工会議所	事前相談をした商工会・商工会議所
② よろず支援拠点	公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

(3) 受付期間

令和2年4月20日(月)から7月31日(金) 最終日16時必着(厳守)

(4) 申請に必要な書類（様式はセンターのホームページからダウンロードしてください）

	項 目	備 考
全 員	① 商工会・商工会議所・よろず支援拠点記入欄ページ(8ページ)	ホームページからダウンロードして記載すること
	② 「起業家支援事業」事業計画申請書（様式1）	
	③ 事業計画書（様式2）	
	④ 助成金の使途（様式3）	
	⑤ その他（事業計画の内容の分かる資料、経費の積算根拠の分かる資料等必要書類）	添付資料は A4 片面で3枚迄
許認可を伴う業種	許可証の写し	飲食業の許可証 等
第二創業者	直近の決算書（損益計算書）又は確定申告書の写し	
個人事業主で開業している場合	税務署へ届け出た開業届出書の写し（マイナンバーなし）	税務署の受付印があるもの
法人で開業している場合	履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）の写し ＊今回申請する法人以外の法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書の写しも必要	発行日が申請日から3か月以内のもの
貸付同時申請者	ひょうごチャレンジ起業支援貸付申請書（様式）	

【参考】 上記に併せて提出が必要な書類

	項 目	提出時期
法人	代表者の住民票※（ふるさとの場合は除票も必要です）	申請時に間に合わない場合は、助成金交付申請時に提出 ※1 コピー不可（提出時に3か月以内発行のもの）
	履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本） ＊今回申請する法人以外の法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書も必要	
	代表者及び法人の納税証明書（3）（県税の滞納がないことの証明書）	
個人事業主	代表者の住民票※（ふるさとの場合は除票も必要です）	上記同様
	代表者の納税証明書（県税の滞納がないことの証明書）	
	税務署へ届け出た開業届出書の写し（税務署の受付印があるもの） ※申請時に未開業の場合	
許認可を伴う業種	許可証の写し	飲食業の許可証等※2
空き家の活用に必要な経費の助成を受ける場合	建物の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）	申請時に間に合わない場合は、助成金交付申請提出時
	空き家の要件(P3)を満たすことの確認書 …家主（賃貸の場合）又は前所有者（購入の場合）等の確認書（別途提示します）	
貸付同時申請者	起業に必要な資金調達計画書	書面審査通過時
ふるさと申請者のみ	県内に移住したことが確認できる書類（光熱水費の請求書等）	採択後、助成金交付申請提出時

※1 助成金交付申請時に県内に居住していない場合は、県内居住後、速やかに住民票を提出すること。

※2 応募時に提出できない場合は、助成金交付申請時に提出すること（令和3年1月末迄に提出できない場合は交付決定が取消となります）

14 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ① 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- ② 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ④ センター及び兵庫県が実施する支援事業等の情報提供のため

15 この助成金に関する問合せ

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター2階

TEL : 078-977-9072 FAX : 078-977-9112

E-Mail : shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

■受付

平日 9:00~17:00 (12:00~13:00 除く)

■申請書等ダウンロード先

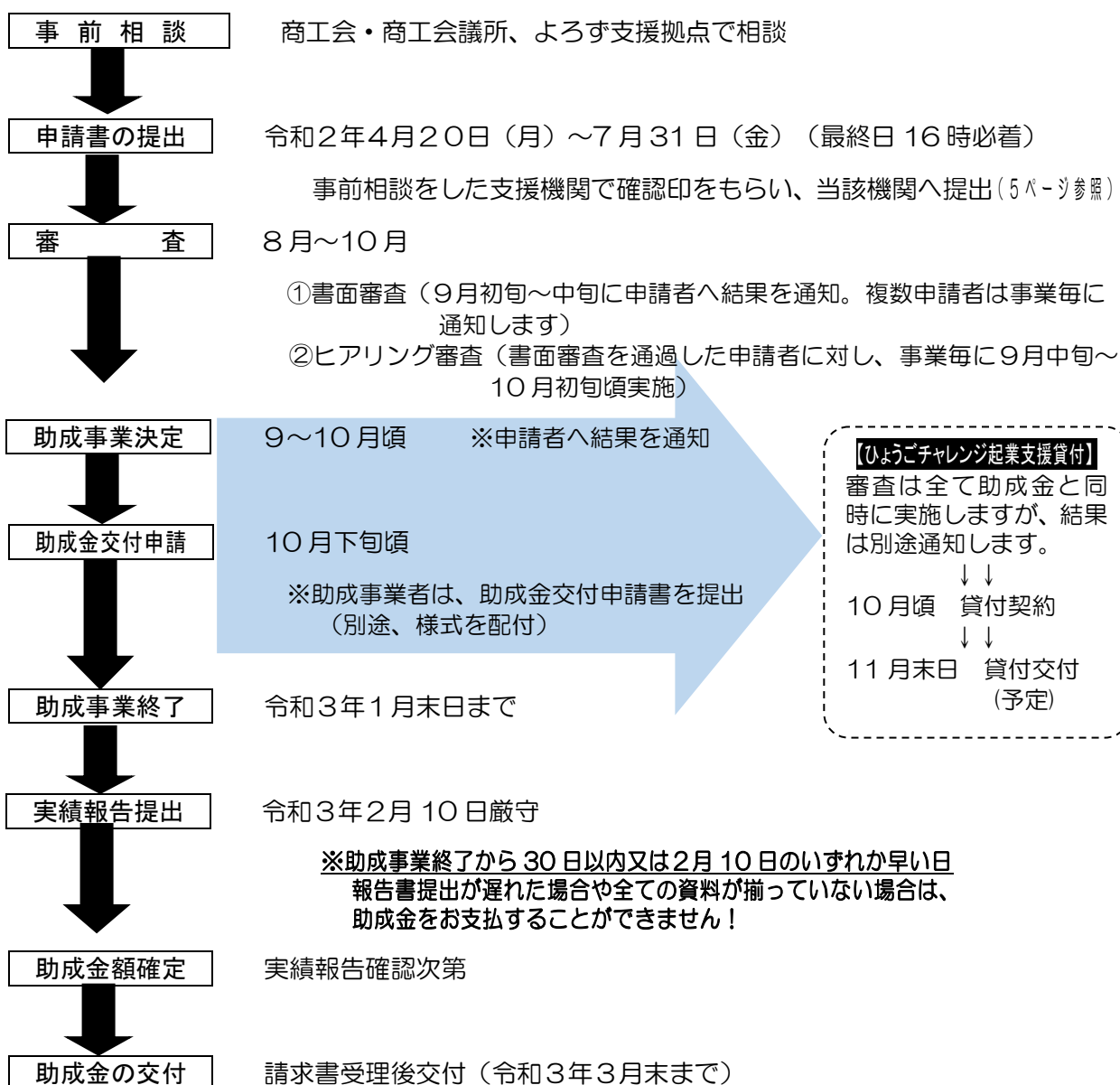
<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/guide/joseikin>

ひょうご産業 助成金

検索



16 助成金交付までの流れ（予定）



☆この助成金は、国の会計検査院の検査対象となっていることから、虚偽報告等が判明した場合、精算払い後に全額返還命令となることがあります。厳正かつ適正な申請及び実績報告を行ってください。

■兵庫県内の商工会議所・商工会 等

団 体 名	所 在 地	電話番号 FAX番号
芦屋市商工会	659-0065 芦屋市公光町4-28	0797-23-2071 0797-32-4177
川西市商工会	666-0011 川西市出在家町1-8	072-759-8222 072-759-8010
三田市商工会	669-1531 三田市天神1-5-33	079-563-4455 079-563-6675
猪名川町商工会	666-0243 猪名川町柏梨田字前ヶ谷158-1	072-766-3012 072-766-4531
稲美町商工会	675-1115 稲美町国岡1-1	079-492-0200 079-492-0557
播磨町商工会	675-0156 播磨町東本荘1-5-1	079-435-1630 079-435-1634
吉川町商工会	673-1114 三木市吉川町吉安246	0794-72-1406 0794-72-1724
加東市商工会	673-1431 加東市社717-1	0795-42-0253 0795-42-2299
多可町商工会	679-1134 多可町中区茂利20	0795-32-2161 0795-32-1699
姫路市商工会	671-2103 姫路市夢前町前之庄1434-15	079-336-1368 079-336-1130
神河町商工会	679-2413 神河町中村29	0790-32-0295 0790-32-2355
市川町商工会	679-2315 市川町西川辺163-1	0790-26-0099 0790-26-0674
福崎町商工会	679-2212 福崎町福田116-1	0790-22-0558 0790-22-4354
たつの市商工会	671-1641 たつの市揖保川町原849-37	0791-72-7550 0791-72-6005
宍粟市商工会	671-2577 宍粟市山崎町山崎205	0790-62-2365 0790-62-4731
太子町商工会	671-1523 太子町東南51-1	079-277-2566 079-277-0068
上郡町商工会	678-1233 上郡町大持278	0791-52-3710 0791-52-3833
佐用町商工会	679-5301 佐用町佐用3043-1	0790-82-2218 0790-82-3386
豊岡市商工会	669-5305 豊岡市日高町祢布920 豊岡市役所日高庁舎2F	0796-42-4751 0796-42-4350
養父市商工会	667-0021 養父市八鹿町八鹿1672	079-662-7127 079-662-7207
朝来市商工会	669-5201 朝来市和田山町和田山404	079-672-2362 079-672-4844
香美町商工会	669-6543 香美町香住区若松620-3	0796-36-0123 0796-36-3322
新温泉町商工会	669-6702 新温泉町浜坂2143-10	0796-82-1152 0796-82-3732
丹波篠山市商工会	669-2331 篠山市二階町58-2	079-554-1678 079-552-6883
丹波市商工会	669-3601 丹波市氷上町成松140-7	0795-82-3476 0795-82-7601
五色町商工会	656-1301 洲本市五色町都志202	0799-33-0450 0799-33-1330
南あわじ市商工会	656-0474 南あわじ市市市299-2	0799-42-4721 0799-42-4689
淡路市商工会	656-2132 淡路市志筑新島5-2	0799-62-3066 0799-62-6005

団 体 名	所 在 地	電話番号 FAX番号
神戸商工会議所	650-8543 神戸市中央区港島中町6-1	078-303-5810 078-303-6325
尼崎商工会議所	660-0881 尼崎市昭和通3-96	06-6411-2251 06-6413-1156
西宮商工会議所	662-0854 西宮市櫛塚町2-20	0798-33-1131 0798-33-3288
伊丹商工会議所	664-0895 伊丹市宮ノ前2-2-2	072-775-1221 072-775-1223
宝塚商工会議所	665-0845 宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2 6階	0797-83-2211 0797-84-3618
明石商工会議所	673-8550 明石市大明石町1-2-1	078-911-1331 078-911-6738
加古川商工会議所	675-0064 加古川市加古川町溝之口800	079-424-3355 079-424-7157
高砂商工会議所	676-8558 高砂市高砂町北本町1104	079-443-0500 079-442-0369
三木商工会議所	673-0431 三木市本町2-1-18	0794-82-3190 0794-82-3192
西脇商工会議所	677-0015 西脇市西脇990	0795-22-3901 0795-22-8739
小野商工会議所	675-1395 小野市王子町800-1	0794-63-1161 0794-63-3460
加西商工会議所	675-2312 加西市北条町北条28-17スティアかさい1階	0790-42-0416 0790-43-1123
姫路商工会議所	670-8505 姫路市下寺町43	079-222-6001 079-288-0047
相生商工会議所	678-0031 相生市旭3-1-23	0791-22-1234 0791-22-2290
龍野商工会議所	679-4167 たつの市龍野町富永702-1	0791-63-4141 0791-63-4360
赤穂商工会議所	678-0239 赤穂市加里屋68-9	0791-43-2727 0791-45-2101
豊岡商工会議所	668-0041 豊岡市大磯町1-79	0796-22-4456 0796-24-3180
洲本商工会議所	656-0025 洲本市本町4-5-3	0799-22-2571 0799-24-1550
兵庫県 よろず支援拠点	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター1階	078-977-9085 078-977-9102
(公財)ひょうご産 業活性化センター	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター2階	078-977-9072 078-977-9112

助成金の申請は、

まず、事業所所在地を所管する商工会・商工会議所または兵庫県よろず支援拠点でアドバイスを
受け、
確認印をもらったうえ、アドバイスを受けた支援
機関に提出してください。

※よろず支援拠点の場合は、活性化センターへ

助成金申請書 提出締切 7月31日(金) 16:00 必着